

平成十三年十一月二十二日(木曜日)

午前十時開會

十一月二十日

十一月二十一日 大江

渡辺  
秀央君

出席者は左のとおり。

理  
事

田村  
公平君

渡辺 秀忠  
補欠選任

國務大同

副大臣

內閣府副大臣

事務局側 法務大臣

常任委員會專門  
員

政府参考人

總務省自治行政局長

局長

總務省自治課

財務大臣官房審  
局長

議官

### 本日の会議に付した案件

方税法等の一部を改正する法律

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第百五十一回国会内閣提出、第百五十二回国会衆議院送付)

○委員長(田村公平君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

第二部 総務委員会会議録第八号 平成十三年十一月二十二日 〔参議院〕

私は大変いいことだと思いますが、物すごい手間がかかるとか労力が必要るとかということはいかがかなと、こう思いますけれども、できるだけ、そういう意味では行政評価、政策評価も効率的なやり方をぜひ確立していくって、こういうことを、今言いましたように政策や施策や事業の推進に生かしていなければ私は行政が本当にいいことになるん

○日出英輔君 資料としまして報道資料を、あなたではなかろうか、こう思つておりまして、地方にもそれをさらに指導を徹底しようと、こう思つております。

いたわけでございますが、ちょっと事務当局の方に伺いたいんでございますが、この行政評価の中身は、政策、施策あるいは事務事業という大くくりにすれば三分野で行うことになつておりますが、こういった三分野についてきちんと行政評価が、もうつまづき行つて、うなづいて、見えて

○政府参考人(芳山達郎君) 十三年七月末現在で  
調査をしておりまして、都道府県では、導入済み  
ないしは試行中は四十三団体、検討中が三団体、  
また一団体は別の方で、行政考察という形で積  
極的に取り組んでおります。

今お尋ねの各項目の評価でござりますけれども、事務事業についての評価は四十一団体、九五%、施策については二十七団体、五七%、政策については十四団体、三三%ということであります。されにせよ、政策、施策、事務事業のいずれについても逐年実施団体がふえてきておりま

今後とも、都道府県に対しても積極的な取り組みを期待しております。

○政府参考人(芳山達郎君) 各都道府県の取り組

みは、政策は大きな項目、また事務事業についてばかりでなく、係とかそういう単位のチェックでございまして、指標そのものもとりやすいとは思いますが、我々、政策、施策ないしは事務事業について、今後もこういったことを

○日出英輔君 今、都道府県を中心にして伺いましたが、市區町村の方は検討中という方が半分ぐらい、既に導入済みなり試行中という方はまだそれほど多くありませんが、都道府県に比べて市町村で御助言しておりますけれども、すべてを一緒にやっているというのはまだ少のうござります。

村の割合がかなり低いというのはどの辺に原因があるというふうにお考えですか。

わがところをもとめ、従事者の多くは実施済み、また試行中、また導入を検討中の団体すべて含めまして五六%というような状況でございます。何らかの取り組みは半分以上はやっているところが多いところです。

ものと思つておりますけれども、今後特徴のよろづやに、町村等小規模の団体について、例えばさまさかな評価方法の蓄積やノウハウ、またさらには行政評価を導入するための体制整備等の面から都道府県に比べておくれているというやうに認識し

○日出英輔君 この行政評価というのは、一定の基準なり指標をある程度探し出してきて、それをベースにして妥当性でありますとか達成度でありますとか成果を判定するということでありますから、なかなかに高度な行政能力といいますか、そういうことが必要だというふうに思います。

私は、実は、冒頭、市町村合併等と申し上げましたのは、三千二百の市町村があれば三千二百通りの評価ではなくて、これから合併等進んでまいりますときに、市町村がそれぞれやはり共通の価値観といいますか認識を持つ一つの大きな手段とこの手筋を而して、この辺りの問題をよき形で

結論的なことを申し上げる前に、もう一つ  
あります。

ちょっと気になりますのが、公表していないという、導入はしているんだけども評価結果は公表していないというのが大分見当たるわけでありますが、これはどの辺に原因があるというふうにおきで下さい。

○政府参考人(芳山達郎君) 市町村で公表してい  
る団体が、導入済み、試行中の団体のうち、公表  
団体が四〇%、評価を公表していない団体が六  
〇%というぐらいになつております。

がまだ一定の水準で達していないと当該団体が判断されているか、まだ完成度が足りないと判断されているか、そういうことで公表を控えているもの

○日出美輔君　ホームページで少し読ませていた  
だきましたら、地方公共団体に対する行政評価に  
関する研究会というのが十一年度から開かれてお  
るらしい。

十三年度のこれを見ますと、「市町村における行政評価システムの導入促進に資するため、地方公共団体の担当者の行政評価導入の意識向上を誘うための方策について検討し情報提供を行う。」、

それによつて「行政評価を有効に機能させるためのモデル指標の検討・作成」と書いてあるわけあります。が、私は何か非常に少し慎重に構えておられるような実は気がするわけあります。

この「担当者の行政評価導入の意識向上を誘うための方策について検討し」というのではなくて、もう少し踏み込んでこれはやっぱり行うべき

味でいいましと、もう少し何といひますかアクセ  
レレートして、これについて検討をもう少し急ぐ  
というようなお考えはござりますか。

○政府参考人(芳山達郎君) 今、先生から御指摘

がありましたが、我々も十一年度から、学識経験者、また監査法人のコンサルタント、地方団体の実務者を交えた行政評価の研究会を発足をさせました。地方団体、特に先進的な取り組みをし

ていう団体があるわけございまして、そういうような先進的な取り組みの団体を参考にしながら、各全国三千三百団体への導入に向けて導入に当たっての問題点を検証するというようなことで一二三までの説明をいたしました。

十一年度から始めました。  
そして、十二年度は、その中でいろいろ悩みの  
解決というような点も出てくるでしょうから、指  
標のとり方等々でございます、それをQアンドA  
の形で報告書を四月にまとめました。

のための併設を認めるべく努力会をもとやめておりまして、我々としても、そういう先進事例がありつつ、また進捗状況もちょっと違いますものですから、そこらについて地方団体にまた御助言してま

○日出英輔君　国の場合は、政策についても施策についても事務事業につきましてもマスコミがありとあらゆるほど書き立てますし、あるいはこういりたいというくわしいに思っています。

少くとも國会等での監視などいうのも少かりありますから、私は、國の場合に比べて地方の場合が、首長さんに對する遠慮その他があつて、なかなかに地方紙等が書かないことも随分多いよう實は思ひます。

また、今の行政評価研究会は、メンバーも何か六名か七名かといった、小ぢんまりとしておられるわけですが、私は総務大臣に改めてもう一回伺いたいんです。これがいろんな合併その他を議論していくときのやつぱり基本になる話ではないだろうかと思います。決して、急ぐだけ、拙速が好みしいとは思いませんが、い

すれにしても、こういったことについて議論をしてまいりませんと、合併とか府県連合とかいうのはなかなか進まないんではないだろかという気がいたしますので、私は、片山大臣の剛腕というと申しわけありませんが、お力でこういった地方

公共団体の行政評価がもう少し着実に計画的に進むようにお考えをいただきたいということをございます。ちょっと大臣のお考えを伺つておきたいと思つております。

○国務大臣(片山虎之助君) そうですね、やっぱり國も本格的にこの方式を導入いたしましたから、地方も足並みをそろえてやつていただく方がいいと思いますし、今いろいろやりとりを聞いておりまして、やっぱり特に市町村はぱらつきがありますね、進んだところとそうでないところの。だから、そういう意味で、これから合併も全国的に推進してまいろうという時期でもありますし、そういう意味で行政の質を高めて住民との関係、特に説明責任をしっかり果たしていくという意味ではこの方式は大変いいことですから、研究会は研究会でいろいろ研究していただきますけれども、私どもの方の指導をもう少し充実強化していきたいと、こう思っておりますので、委員の御要請はしっかりと受けとめさせていただきます。

○日出英輔君 それから次に、地方公共団体の最も

近い財政状況を伺いたいわけでございます。

いろいろちらほらと新聞等にも書かれておりま

すし、また各地域でかなり危機的な状況になつて

いる公共団体の状況、そういうことが徐々に出

てきておるわけであります、例えばこういった

財政状況の硬直化の程度等について、経常収支比

率、あるいは公債費負担比率、あるいは起債制限

比率といつたようなものを使って説明をしている

ことが多いようですが、ちょっと概略的に

都道府県なり市町村ごとに、ちょっと恐縮でござ

いますが、この経常収支比率なり公債費負担比率

なりあるいは起債制限比率の推移について、近年

の状況を御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(香山充弘君) お答え申し上げま

す。

まず、経常収支比率の数字でござりますけれど

も、平成十一年度におきます都道府県の数字は九

一・七%ということで、十年前の平成元年度と比

べますと二一ポイントほどの上昇になつております。

同じ経常収支比率、市町村の場合は平成十一

年度で八三・九%、十年前に比べますと一四ポイ

ントの上昇というふうになつております。

それから、公債費負担比率でござりますけれど

り国も本格的にこの方式を導入いたしましたから、地方も足並みをそろえてやつていただく方がいいと思いますし、今いろいろやりとりを聞いておりまして、やっぱり特に市町村はぱらつきがありますね、進んだところとそうでないところの。だから、そういう意味で、これから合併も全国的に推進してまいろうという時期でもありますし、そういう意味で行政の質を高めて住民との関係、特に説明責任をしっかり果たしていくという意味ではこの方式は大変いいことですから、研究会は研究会でいろいろ研究していただきますけれども、私どもの方の指導をもう少し充実強化していきたいと、こう思っておりますので、委員の御要請はしっかりと受けとめさせていただきます。

○日出英輔君 それから次に、地方公共団体の最も

近い財政状況を伺いたいわけでございます。

いろいろちらほらと新聞等にも書かれておりま

すし、また各地域でかなり危機的な状況になつて

いる公共団体の状況、そういうことが徐々に出

てきておるわけであります、例えばこういった

財政状況の硬直化の程度等について、経常収支比

率、あるいは公債費負担比率、あるいは起債制限

比率といつたようなものを使って説明をしている

ことが多いようですが、ちょっと概略的に

都道府県なり市町村ごとに、ちょっと恐縮でござ

いますが、この経常収支比率なり公債費負担比率

なりあるいは起債制限比率の推移について、近年

の状況を御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(香山充弘君) お答え申し上げま

す。

まず、経常収支比率の数字でござりますけれど

も、平成十一年度におきます都道府県の数字は九

一・七%ということで、十年前の平成元年度と比

べますと二一ポイントほどの上昇になつております。

同じ経常収支比率、市町村の場合は平成十一

年度で八三・九%、十年前に比べますと一四ポイ

ントの上昇というふうになつております。

それから、公債費負担比率でござりますけれど

も、平成十一年度の数字が一六・九%で、都道府

県の場合十年前に比べまして六ポイントほどの上

昇でございます。それから、市町村の場合はこの

比率が一六・三%になつております。十年前と

比べて四・六ポイントの上昇でございます。

それから、起債制限比率でございますが、これ

は都道府県の場合が平成十一年度一一・二%でござ

ります。それから、市町村の場合は一〇・九%となつております。そこで、これ

で、平成元年度に比べまして〇・六ポイントの上

昇となつております。

○日出英輔君 何か物の本によりますと、これは

地方財政関係の方々の常識でもあろうかと思いま

すし、また財政学者なんかの常識なのかもしれない

が望ましいんだとか、あるいは公債費負担比率で

いいますと、一五%あたりが警戒ラインだとか、

二〇%になりますと危険ラインだとか、あるいは

起債制限比率、これは財政再建団体の方にも関係

しますが、例えれば経常収支比率でいいますと、七

〇%ないし八〇%が標準的だ、これを下回ること

せんが、例えれば経常収支比率でいいますと、七

〇%ないし八〇%が標準的だ、これを下回ること

が望ましいんだとか、あるいは公債費負担比率で

いいますと、一五%あたりが警戒ラインだとか、

二〇%になりますと危険ラインだとか、あるいは

起債制限比率、これは財政再建団体の方にも関係

しますが、例えれば経常収支比率でいいますと、七

〇%ないし八〇%が標準的だ、これを下回ること

せんが、例えれば経常収支比率でいいますと、七

〇%ないし八〇%が標準的だ、これを下回ること

が望ましいんだとか、あるいは公債費負担比率で

いいますと、一五%あたりが警戒ラインだとか、

二〇%になりますと危険ラインだとか、あるいは

起債制限比率、これは財政再建団体の方にも関係

しますが、例えれば経常収支比率でいいますと、七

〇%ないし八〇%が標準的だ、これを下回ること

せんが、例えれば経常収支比率でいいますと、七

そこが大事だと思っておるわけです。

先ほどある県の話をちょっと申し上げたわけではありませんが、結論的な数字、例えば公債費負担比率でありますとか経常収支比率、そういった数字の推移は説明してあるわけです。ところが、端的に言えば、何で借金がふえたのか、あるいはこれに使われたのか、こういったことが全然実は説明がないわけであります。そうしますと、本当に国の経済対策に呼応してやつたんだと言えばそれまでかもしれません、実は、中身を見れば別に必ずしもそうでもないものも随分あるよう位思ります。やっぱり大きな大きな総合運動場を二百何十億でつくったり、いろんなものを箱物をつくったりしているわけであります。

私は、こういう何か情報公開が進んでいるといふうに世の中で言われている団体でさえも、今、遠藤副大臣がお話しになつたようなところに踏み込んでいないというのが大変私は不満であります。

先ほどちょっと県単事業の話を財政局長に伺いましたのは、私も余り数字詳しくわかりません、たしか十二年度はかなり各県で県単事業を切っておりました。総額で、多分全国の総計でいようと一兆円近いんじやないかと思いますし、十二年度もどうもかなり切つているような気がいたします。悲鳴を上げております。

そういうときに、やはり財政再建というのが大事じやなくて、それだけじゃなくて、自分の県でどういう事業にどういうお金が使われたんだと、結果としてこうなったんだと、これからもう一度県土をつくり直していく、県政をつくり直していくこうという話をするためにも、やっぱりきちんととした情報公開がないと、気持ちがやっぱり整わないんではないかという、そういうことで申し上げているわけであります。

ちょっと次に、もう少し先に進みますと、先ほどのあの三つの指標について、これは私はちょっと素人でありますからよくわかりませんが、経常収支比率でいえば七、八〇%が標準的であると

か、先ほどちょっと申し上げたように、公債費負担比率は一五%が警戒ラインであるとか等々ございます。

こういったものが、例えば起債制限比率も、これが一四%を超える団体については何か計画をつくるさせて実行させているということでございます。

再建団体に何としてもなりたくないでの急に県単事業を削るとか、急ブレーキを踏むんではなくて、やはりこういった指標は三年先、五年先をあら程度予想できるわけであります。

そういう意味で、事前の何といいますか、財政破綻みたいなものを防ぐための事前のルールをもう少し、今幾つかの指標、この三つだけの指標でいいのかどうかわかりませんが、これは民間あるいは団体の方々に入つていただいて、これはもちろん強制的、強権的につくるものではありませんが、もう少しルールを明確にし、それを外部に見せて、地方住民が、一般の住民がこれを判断できることになつていくのか。これがある程度、三年先、五年先がわかるようなそういうようなルールを、今年もかなり切つてあるような気がいたします。悲

政状況になつていてるのか、これからどういうふうになつていくのか。これがわかるようならそれを、いは方々に入つていただいて、これはもう少し明確になりますが、そういうことは無理でございましょう

か。副大臣でも結構でございますが、副大臣(遠藤和良君)現在、財政破綻未然防止ルールといたしまして二つ考えております。一つは、準用財政再建団体に陥る前の段階におけるように対処している。

もう一つは、起債制限措置が発動されない団体でありましても、この比率が高い市町村に対しまして、自主的に公債負担適正化計画を策定してい

ただきました、起債制限比率を引き下げていくこういう市町村に対して財政上の支援措置を講じるなど、準用再建団体に陥る前の段階で自主的な健全化の取り組みを支援もしてい、こういうふうにしているところでございます。

○日出英輔君 今、起債制限比率についての内規的なものは私も今回少し勉強させてもらつて知つたのですが、これだけで十分なのかどうか、私はもう少し何か一考を要するのではないだろうかと思います。

会社の合併でも、合併前にそれぞれの会社の財務内容をしっかりと出して、いろいろ議論をし、あるいは持ち株比率等を決めるというようなことがあります。合併のときも、合併に至るまでの間に、準備期間の間に、やっぱりこういったルールが、あればお互いに議論をしながらそれに接近していけるんじゃないかということ、冒頭申し上げましたように、制度的な話とか、あるいは八百が

いいとか千がいいとかいう頭の話ではなくて、それぞれの地方公共団体がうまく縁組できるような、そういう基礎づくりをぜひとも御努力いただきたいと思つております。

次に、ちょっと外形標準課税の導入問題について伺いたいというふうに思つております。

私は、少数派かもしれないけれども、外形標準課税賛成論者の一応一人でございます。ただ、これはなかなかタイミングが難しいなということもありますし、一応昨年、旧自治省で提唱された

外形標準課税について大変関心を持って見ていた一人でございます。来週あたりから自民党的税調もまた、この議論が出てくるんだろうと思いますが、それでもこの議論が出てくるのを設けておりま

す。

○國務大臣(片山虎之助君) その前に、今、日出委員言われましたように、やっぱり行政側とい

うでありますからよくわかりませんが、経常収支比率でいえば七、八〇%が標準的であると

は市町村や都道府県でも例外でないんで、やっぱりこれだけ情報開示の時代ですから積極的な情報の提供あるいは情報公開、住民の側からの請求による、こうしたことにはやっぱりこたえていかないと、これからはなかなかもたないのではないかと思いますので、よく相談して指導を強化してもらいたいと思います。

それで、外形標準課税の方ですが、昨年も、旧自治省時代でございますけれども、案をつくりまして、これは党の税調なり与党税調なり政府税調なりで議論をしていただきました。基本的には考え方は了とされ、できるだけ速やかな導入を図る、こういうことを税制改正大綱にも書いていたあります。合併のときも、合併に至るまでの間に、準備期間の間に、やっぱりこういったルールが、あればお互いに議論をしながらそれに接近していけるんじゃないかということ、冒頭申し上げましたように、制度的な話とか、あるいは八百がいいとか千がいいとかいう頭の話ではなくて、それぞれの地方公共団体がうまく縁組できるようになります。合併のときも、合併に至るまでの間に、準備期間の間に、やっぱりこういったルールが、あればお互いに議論をしながらそれに接近していけるんじゃないかということ、冒頭申し上げましたように、制度的な話とか、あるいは八百がいいとか千がいいとかいう頭の話ではなくて、それぞれの地方公共団体がうまく縁組できるようになります。合併のときも、合併に至るまでの間に、準備期間の間に、やっぱりこういったルールが、あればお互いに議論をしながらそれに接近していけるんじゃないかということ、冒頭申し上げましたように、制度的な話とか、あるいは八百がいいとか千がいいとかいう頭の話ではなくて、それぞれの地方公共団体がうまく縁組できるようになります。合併のときも、合併に至るまでの間に、準備期間の間に、やっぱりこういったルールが、あればお互いに議論をしながらそれに接近していけるんじゃないかということ、冒頭申し上げましたように、制度的な話とか、あるいは八百がいいとか千がいいとかいう頭の話ではなくて、それぞれの地方公共団体がうまく縁組できるようになります。合併のときも、合併に至るまでの間に、準備期間の間に、やっぱりこういったルールが、あればお互いに議論をしながらそれに接近していけるんじゃないか

よろしくお困りになつておりますので、最終的企業も相当お困りになつております。

にはどうい御判断をいただくかはそれぞれのところでお決めいただこうと思ひますけれども、総務省としては、肅々と新しい外形標準課税の案を出して説明をさせていただきて御審議をいただきたい、こういうふうに思つております。現在その準備を進めております。

○日出英輔君 若干、これに対する、昨年旧自治省が提唱しました外形標準課税についての私の意見をちょっと申し上げる前に、昨年の旧自治省案に対しても、どこが一番、どの点が十三年度導入できなかつた理由だといふように理解をしておられますでしょうか。どなたでも結構ですが。

○国務大臣(片山虎之助君) 詳しくは自治税務局長から答えさせていただきますが、人件費のウエートが高いということです、人件費のウエートが、外形標準でいろんなものをとるんですけれども、付加価値を中心と考えるわけですが、付加価値の中で一番大きいのは人件費なんですよ、やっぱり。それで人件費課税で、こういう雇用が大切なときに人件費を中心に課税をされると雇用不安が起ころ、こういうのが一番大きい意見であります。

○日出英輔君 総務大臣、先に言われましたので、実はそこを言おうと思っておつたのであります。私がこの昨年からの外形標準課税のあり方を見ておりましたときには、課税の基準として事業規模額、この中の報酬給与額、これが一番目立ちます。これをやっぱり見ますと、どうしても労働集約型の方の企業に重く資本集約型の方に軽いという傾向が出てしまうんじやないだらうかということが、最初に実は去年これを出されたときの感想でございました。

特に中小企業に対しては大変配慮しておられますが、配慮しておられますけれども、中小企業は、どちらかといいますと一般には装置型の資本集約型のではなくて、労働集約型の方が多いんですね。そういう意味でいいますと、私の見た限りでも、中小企業への配慮というのは一般的に大企業と別だということで配慮はされていますが、こ

の辺がちょっと私は非常に気になつたわけあります。

この辺について、まだ言えないかどうかわからぬが、何らかの手直しといいますか、そういったふうに思つております。現在その準備を進めています。

○政府参考人(石井隆一君) お答えいたします。ただいまの御指摘のとおり、昨年、旧自治省案提案いたしました外形標準課税の案は、確かに事業規模額というのを課税標準にしたわけですけれども、ただいま大臣からも申し上げましたように、給与の課税標準の中に占める比率が高いもので、だから雇用への影響といったような観點から御心配をいただいたところであります。

私どもは、もともと政府税制調査会でも二、三年にわたって御議論いただきまして、この事業活動価値といふのは、報酬給与、それから純支払い利子、それから純支払い賃借料の合計に単年度の損益を加算したものでございますので、理論的に考えますと各生産手段の選択に関して中立的な性格だと。したがつて、外形基準としてすぐれていいことと、課税標準に含まれているから、じゃ給与を減らそう、したがつて懸念があるんですが、ほかの条件が一定であれば、給与が減りますとそのかわり企業の利潤がふえるということになりますから、結局、全体利潤と給与と支払い利子と賃借料を足したものですから、足した総和は変わらない、こういう理屈にないで、学者の方々を含め、もとの旧自治省案はなかなかいいんじゃないかと言つてはいただいておるんですけども。

ただ、委員がおっしゃいましたような御懸念もありますので、昨年の場合も、例えば大企業と中小企業で税率に差を設けまして大企業が一・六、小企業が一・〇にするとか、あるいは資本金一千円、年に四万八千円でいいですよというふうにありますので、よくよくの御留意を賜りたいと思います。これ以上の質問はやめますが、昨年の、一般的に、総務大臣さきにおっしゃったところは大変やっぱりいろんなところで気にしているようございます。これ以上はやめますが、昨年の、一般的に、総務大臣さきにおっしゃったところは大変やっぱりいろんなところで気にしているよう

ございますので、よくよくの御留意を賜りたいと思います。それから、最後になりましたが、法案の関係で一言ちょっと申し上げたいと思っております。この源泉分離課税の廃止あるいは申告分離課税の一一本化という話でございますが、これは大分長々と自民党の方の関係の部会でも議論され、私も一応参加といいますか出席をしてこの経緯を聞

小企業の場合に比較的労働集約型と申しますか、人件費比率が高い企業が多いのですから、雇用安定控除というものを設けまして、もちろん大企業の中でも人件費比率が高いところはメリットがあるんですけれども、主として中小企業に配慮した仕組みをとつたところでございます。

そんなわけで、私ども旧自治省もなかなかいい案ではないか、あるいは経済界の中でもそれを評議してくださる意見がもちろんあるんですけれども、しかしいろんな御意見ございますので、たまたま大臣からも申し上げましたように、そういう御意見を踏まえて、じゃ、どうしたら一番経済界初め関係方面に御理解いただける税制になるかということで、今、鋭意最後の詰めを行つております。

まして、総務省としては、案がまとまりましたらまたいすれ御審議に、政府税調あるいはいろんな御意見を踏まえて、じや、どうしたら一番経済界初め関係方面に御理解いただける税制になるかということと、案がまとまりましたら、向けて努力をしていきたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○日出英輔君 昨年のこの法人事業税の中で所得基準と外形基準を併用するという考え方、これはなかなか私はうまいやり方だと思いますね。収益だけにかけるんではなくて、こういったことにによって能力の高い一生懸命やつた企業に対しては減税になるという可能性もこうやってみますと一応考えられそうな気もいたしますから、ある意味では活性化にも役立つだらうというふうに思いますが、ただ、やはりこれはタイミングだらうとは思います。これ以上はやめますが、昨年の、一般的に、総務大臣さきにおっしゃったところは大変やっぱりいろんなところで気にしているようございます。これ以上はやめますが、昨年の、一般的に、総務大臣さきにおっしゃったところは大変やっぱりいろんなところで気にしているよう

ございますので、よくよくの御留意を賜りたいと思います。それから、最後になりましたが、法案の関係で一言ちょっと申し上げたいと思っております。

この源泉分離課税の廃止あるいは申告分離課税の一一本化という話でございますが、これは大分長々と自民党の方の関係の部会でも議論され、私も一応参加といいますか出席をしてこの経緯を聞

いておりました。

この源泉分離課税のメリットが、匿名性というところと、ある種の簡便性といいましょうか申告と申告制といふのと、この二つだろと思いまして、私は、まず匿名性の話の前に、やっぱり納稅の税務申告の煩雑化を何とか避けるような手法、これはある意味では法制度ではなくて実務的な申告制といふのを検討すべきではないだろうか。申告制といふのを検討すれば、新聞等では何か証券会社が納稅代行をするというふうな考え方もあるんだとか、こういうふうなことが出ておりました。が、この辺については税務局長、いかにお考えで

かくこういうふうに税率の引き下げ、損失の繰り越しも認めるというふうに個人投資家ができるだけ株式市場に参加しやすいような仕組みにしたわけですが、この申告分離一本化に伴ってかえって手続が煩雑になるということでは困りますので、証券業界の方も真剣にどうするかいろいろ御議論されているようでござります。そういうた  
関係方面ともよく御相談し協力しながら、何とか簡便な仕組みになるように努力をしていきたいと思つております。

くつていただきたいというふうに思つております。そういうたしませんと、やはりこの個人投資家の市場参加というのもできないだらうというやうに思ひます。

最後に、総務大臣に一言だけ伺いたいのでござりますが、この匿名性の方、これはやっぱり何か所得を捕捉されるのが嫌だという気持ちは私は全く無產階級でありますので余り感じませんが、思つてはいる方はそういうふうに思うかもしません。ただ、私も、これもやっぱりどこか限度があるし、それから制度の方向としてはやはり透明性のあるそういうものにしていくんだろうというふうなことだと思いますが、ただ、所得はきちんと捕捉するといふことはいいと思いますが、株式投資につきものの損失、キャピタルロスであります、これについての、きちんと吸収していく、翌年度以降繰り越しをして吸収していくということはきちんとしませんと、匿名性の話との見合いでやはり物事が進まないんだろうというふうに思います。

後にいたします。

○国務大臣(片山虎之助君) やっぱり間接投資からに進んでの話だと思いますが、こういった方向について片山総務大臣はどういうふうにお考えになつておられるか、それを伺つて、私の質問の最後にいたします。

将来にわたつての、今回の証券税制改正からさらに進んでの話だと思いますが、こういった方向面の我が国においても大きな課題でございまして

て、そのために今回こういろいろな改正の措置がとられたわけありますけれども、今、委員が言われましたように、やっぱりそういう損失を吸収できるということ等も考えなければなりませんので、今、損失の繰越控除の制度が例外的にとられておりましますものを一般的な制度にしまして三年間それができる、こういう制度を導入することにしておりまして、そういうこと等を含めて、もつともつと一般の国民の皆さんが、投資家が証券にと、こういうふうな雰囲気や仕組みをつくってまいりたいと、こう思っております。

かもしませんが、まず今回の法案について質問をさせていただきたいというふうに思います。

ことで、その改正案の考え方自体は評価ができるものだというふうに私も思っておりまます。そこで、しかし、今お話をありましたけれども、平成

十一年の税制改正では、申告分離課税への一本化は個人投資家の株離れを招き、経済に悪影響を及ぼすということで見送られた経緯があるわけである。

りますが、今回なぜ実施されたのか、また今回の改正では証券市場にどのような影響があると考えられるのか、その点をまず総務大臣伺いたいと

○国務大臣(片山虎之助君) 先ほども申し上げました  
が、貯蓄優遇から投資優遇へ金融のあり方を

切りかえていく、こういうことが例の六月の骨太方針でも書かれておりまして、我が国の経済の再生を図るためにやはり企業の活性化が必要

で、そのためには成長分野に資金が流れていかな  
けりやならぬ、それを証券市場でやっていただ  
く、こういうことでございまして今回の改正を

行つたわけですが、かつての議論は、源泉分離の方が手間がかかるないから、これを申告分離に一本化したら個人投資家が逃げる、近寄らないと、

こういう意見があったことは私も党の税調その他

で議論に参加しておりましたから、そういう議論がありました。しかし、よく考えてみると、この

源泉分離というのはほかの国にないんですね。どちらもいい方をとれるというような税制が、それがいいのかどうか、税制としてのあり方で、また、透明性がなくなりますよ、今も御指摘あります

したが、

そういう議論の方が強くなりまして今回の措置がとられたわけであります。ただ、リスク緩和の意味で、先ほども言いましたけれども、損失線超越

地政制度を入れました。あるいは御承知の税率を二六から下げていく、こういうことでございまして、そういう意味で、トータルとしては私は、これによつて個人投資家が正味手易に参画のう

これにて個人投資家が証券市場に参加のうえ、いう雰囲気や環境ができたなど、こう思つております。

○渋尾慶一郎君 私も貯蓄から投資へお金を流していきことが日本経済再生の必須条件だといふうには思つております。しかし、税制を変えて、二二、二三は一つの必要条件、もしも二二

いくということは一つの必要条件をもつてゐるが、当然それが十分条件であるというわけではないわけでありまして、証券市場においても構造改革に、う、言葉が適切かどうかは別にして、正規

革といふ言葉が適切かどうかは別として、市場の改革ということとも考えていかなければいけないんじやないかなというふうに思います。そこで、きょうは金融担当の田淵大臣へ二つ

そこで、さしありに金融担当の木村富士昌はもともと  
越しいただいておりますが、証券市場の構造改革  
ということで、例えば改革先行プログラムにあ  
る、個人投資家の正規市場への引言額向上のための

インフラ整備、魅力ある投資信託の実現、投資信託の目論見書の改善、投資家教育の推進という項目はありますけれども、これはいつまで具体的な

にどのようなことを行うのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

は、個人投資家に証券市場に積極的に御参加いた  
だく、こういう観点から、「証券市場の構造改革

「プログラム」を八月に発表させていただいたわけ  
でございます。  
そこで、第一に、個人投資家の証券市場への  
信頼向上のためのインフラ整備でございますが、  
その中で、証券会社の営業姿勢の転換に向けた方  
策といたしまして、証券会社の行為規制違反に係  
る行政処分の公表、これはもう既に七月から実施  
済みでございます。  
それから、行政による市場監視の強化といたし  
まして、私どもは八月の概算要求と合わせまして  
定員要求をお願いをいたしておりまして、証券取  
引等監視委員会の人員増強の要求を、すなわち、  
ただいまは金融庁の人員それから地方財務局の定  
員がございますが、それぞれ倍増に近いそういう  
要求をさせていただいているところでございます。  
それから、市場インフラの整備といたしまし  
て、全国証券取引所と証券業協会が共同で「株式  
投資単位の引き下げ促進に向けたアクション・プロ  
グラム」の公表を実施をしておりまして、これは  
九月の四日になされております。  
例えば、新聞情報でございますが、十月から單  
元株制度というものを導入いたしまして、幾つか  
の会社が積極的に投資単位の、最低単位の引き下  
げということを行つております、例えばホリプロ  
とか、ホリプロなどは従来は最低投資単位が六  
十四万円程度だったそうですが、今はその十分の  
一でできる、こういうことになつておりますし、  
かつまたそうちした最低投資単位の引き下げの措置  
をとった会社がもうこの現在時点で昨年と同数ぐ  
らいで及んでいるということでございまして、こ  
の意味では個人投資家が参入しやすくなっている  
のではないかと、こういうふうに考えております。  
それから、同じく自主規制機関でございます証  
券業協会によります市場監視の強化といたしまし  
て、「証券会社の信頼性向上に向けたアクション  
・プログラム」の公表、これも九月の十日にや  
っておりまして、そういう意味では、私ども、市場

の監視。あるいは投資家が既に証券会社の勧誘態度等において不適切な事例があった場合には個人がそういう事例をあらかじめ知つておるというような体制づくりを積極的に進めていると、こういふことでございます。

それから、例えば個人投資家にとりまして魅力のある投資信託の実現につきましては、一つは、ETFという株式投信を導入したということござりますが、これに株式投信の乗りかえの勧誘行為の改善につきましては、ルールの導入のための内閣府令の改正案を今パブリックコメントに付している、こういう状況にもございます。

それから、最後の投資家教育なのでございますが、これは、金融庁のホームページを拡充いたしました。金融商品の情報ネットワークを構築するとともに、いろんな団体が行う学校支援事業で一覧性のある形で提供するサイトを新設していくこととか、それから個人投資家と直接対話の機会の充実のために意見交換会をすると。実は来週二十六日に投資コンファレンスというものを、東京ですが、開催する予定ですが、私も参加いたしました。そういう意味では投資家教育の、あるいは株式に国民がなれ親しんでいただくような環境づくりに金融庁としても積極的に参加をしていきました。そういうふうに考えております。

それから、先ごろの国会で御審議いただいて成立をさせていただきましだけれども、公社債等のペーパーレス化の実現を初めといたしまして、次は社債とかほかの株とかそういう取引におけるペーパーレス化ということも整備をしていきたい、こういうふうに考えておりますし、それから投資信託の目論見書、これは大変読みにくい、複雑であるということでございますので、これについても今、ただいまのところ金融審議会第一部会で審議をしておりまして、早急にこの内容の詰めを図つて公表にこぎつけたいとしているところでございます。

そういうことで、私どもが公表いたしました「証券市場の構造改革プログラム」については、

あるいは投資家が既に証券会社の勧誘態度等において不適切な事例があった場合には個人がそういう事例をあらかじめ知つておるというふうな体制づくりを積極的に進めていると、こういふことでございます。

それから、最後の投資家教育なのでございますが、これは、ETFという株式投信を導入したといふことがございますが、これに株式投信の乗りかえの勧誘行為の改善につきましては、ルールの導入のための内閣府令の改正案を今パブリックコメントに付している、こういう状況にもございます。

○浅尾慶一郎君 今るいろいろとお答えいたしました。行政の流れの中でそのルールの監視役という部分が大変重要な意味を持つてくるんじやないかなと

いうふうに思つております。

その意味で、この部分、さら問ひの部分はちょっと質問通告しておりますが、日本版SECお答えいただけたのであります。今、日本版SECも、諸外国と比較して日本だけがその規制が緩

ですね、証券等監視委員会の員員とということに聞いてお答えいただいたわけであります。ぜひとお答えいただいたのであります。今、日本版SECも、諸外国と比較して日本だけがその規制が緩

いたわけですが、幾つか金融庁は今後の行政の流れの中でそのルールの監視役という部分が大変重要な意味を持つてくるんじやないかなと

いうふうに思つております。

○浅尾慶一郎君 今るいろいろとお答えいたしました。行政の流れの中でそのルールの監視役という部分が大変重要な意味を持つてくるんじやないかなと

いたわけですが、幾つか金融庁は今後の行政の流れの中でそのルールの監視役という部分が大変重要な意味を持つてくるんじやないかなと

いたわけですが、幾つか金融庁は今後の行政の流れの中でそのルールの監視役という部分が大変重要な意味を持つてくるんじやないかなと

いたわけですが、幾つか金融庁は今後の行政の流れの中でそのルールの監視役という部分が大変重要な意味を持つてくるんじやないかなと

いたわけですが、幾つか金融庁は今後の行政の流れの中でそのルールの監視役という部分が大変重要な意味を持つてくるんじやないかなと

する議員立法の商法改正と、それから政府の方で、審議会で検討しているものとの間は、お互いに対象事項を異にしておりまして、お互いの整合はされたものになつていて、そのように検討をしているということございますから、双方が矛盾をするということは全くございません。

○浅尾慶一郎君 商法というのは一つの、いい悪い別として長い伝統に基づいた法体系がありますが、近年の経済状況が急速に変化する中で法制審議会を通さない流れが出てきているということも、流れとしては理解をいたしております。

〔委員長退席 理事景山俊太郎君着席〕

しかし、大きな改正があるというときに一部そこを通らないというのはやはりどこか、矛盾がないといえば、それはそこだけ切り出せば矛盾がないでしょうけれども、全体の改正を考えた場合に少し、整合性と言うと過去からもれませんが、何かややおかしいかなというような印象も受けるものですから、この点についてこれ以上法務副大臣にお聞きしても余り踏み込んだお答えは総務委員会ではいただけないと私はこのことだけ申し上げさせていただいて次の質問に移らさせていただきますので、法務副大臣、どうもありがとうございました。

そこで、基本はあくまでもコーポレートガバナンス、会社の経営の透明性を高めて、そして利益が上がる体質をつくっていくことが株式投資がふえていくということだと思いますが、その基本は基本として、その上で少しでも株式投資をもらうよう、今回の改正を、国民への周知はどうらるるよう、総務大臣として行っていくのかということについて伺いたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 総務省では地方団体に対して連絡をしまして、地方団体を通じて住民に必要な周知をやってくれと、こういうことはもう既に始めおりますが、総務省のホームページにも改正法の概要をわかりやすく載ること等を

初めとして、今回の改正は国税、地方税を通じる改正でありますから、財務省とも連携をして、パンフレットをつくりまして地方の出先等は置くことも今考えておりますし、また証券業界の方でもやってほしいと、そういうことを言つておりまして、総合作戦でぜひこの周知を図つてしまつたいと、こういうふうに思つております。

○浅尾慶一郎君 それでは、今回の改正の地方財政に対する影響について伺つていただきたいと思うのですが、まず地方税の税収はどういうふうになるのか、増減のタイミングと、これなかなか難しいんだと思つますが、その根拠をあわせてお答えいただきたい。つまり、株が上がらないと多分そんなに税収は上がらないということになると思ひます。

○副大臣(遠藤和良君) 今回の措置によりまして地方税にどういう影響があるかということでござりますが、まず改正項目ごとにこういうふうな見通しをしております。

まず、申告分離課税への一本化による、これは増収になりますけれども、大体約一千三百億円程度、それから申告分離課税の税率の引き下げによる減収がありますが、これが約四百五十億円程度、それから損失の繰越控除の特例の創設によりまして、これは減収になりますが、これが四百七十億円程度と、こういうふうに見ております。あとと、個人住民税の方は前年度所得課税でございましてがいまして、申告分離課税への一本化による増収とか税率の引き下げに対する減収があらわれるのは、平成十六年度から影響があると、このように考えております。また、損失の繰越免除の特例の創設による減収が、十七年度から始まりまして三年間ありますから、十九年度から平年化す

いたしますと、平成十三年度の国税収入見込み額をもとに幾つかの仮定条件を置いて考えてみると、正確な数字ではありませんけれども、大体平成十六年度には約八百五十億円程度の増収になるだろう、十八年度には四百三十億円程度の増収になる、十九年度以降は約五百七十億円程度の増収になるだろうと、このように考えております。

○浅尾慶一郎君 それに、申告分離課税はそれぞれその後に当然自治体が控えているということになると、神奈川県内の自治体への影響というのはどのよう見積もればよいんでしょうか。

○副大臣(遠藤和良君) 現在、源泉分離課税に関する株式の譲渡所得ですけれども、これは証券会社等において源泉徴収されているわけですね。あるいは匿名ということもありますね。それからまた、個人住民税は非課税になつていていますから、これは当該所得を得ている人の住所地を把握することは困難であるということでございまして、実際にすべてが申告分離課税に一体化されたときにはどういうふうな、納税者がどこに所属することになるのかということを把握することはなかなか難しい。

ただ、現在においても、要するに源泉徴収を選択できない人たちがおりますね。この人たちは、大体三〇%ぐらいの人数がいるんですけれども、この人たちが所属している地域はわかるんですけども、このシェアを今後もそうだらうと思って推定することはなかなか難しい、というか、その数字が信憑性があるかどうかと、ということについて正確に捕捉はできないのではないか、このように思つております。

○浅尾慶一郎君 そうすると、今の御答弁ですと、申告分離課税、今度の法改正で一本化された後は、しばらくすると各自治体への税収というのはわかるというふうに理解すればいいんでしょうか。

という意味は、私の理解では、地方税は当然御案内のとおり一年おくれになりますから、申告されると、東京都の税務署が、例えば神奈川県の方であれば、東京に勤めていれば東京の税務署を使う場合もあると。これはあけてみないとわからぬ。要するに、つまり東京都の麹町税務署に神奈川県に住んでいる人が申告することも、源泉地が東京に会社があればそういうことも可能でありますから、あけてみないとわからぬということなんですが、ここは、この株式の申告分離課税についてはそういう問題はないというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○副大臣(遠藤和良君) 申告分離課税になりますと、これは現住所に住んでいる方が現住所の名前で申告をしていただくというのは基本でございまして、申告をしていただくといふことは基本でございまして、その取引をやつた人がどこにいて、どのぐらいいもうかつて、どのぐらい税金を納めていただか、これは非常にはつきりしてくると、こういうことでございます。

○浅尾慶一郎君 わかりました。

それでは、今回の改正と地方交付税の算定基礎との関係はどのように考えたらいいかということをお伺いしたいと思います。例えば個別の自治体の交付税の交付額にどう影響するか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(遠藤和良君) これは、個別の地方団体で今回の影響がどのように出るかということは、先ほど申し上げましたように大変難しいわけですがけれども、交付税というのはきちっとその次の年におきまして精算する仕組みをつくつておりますけれども、交付税というのはきちっとその次の年におきまして精算する仕組みをつくつておりますのですから、各方面の当初見積額と実績の過不足額というものは調整されると、このように考えております。

○浅尾慶一郎君 時間の関係で次の、もう少し幅広く地方財政の問題を取り上げていく質問に移つてきたいと思いますが、國と地方自治体との関係で基地交付金というものがござります。今般、

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の政省令改正が行われまして、過去五年間に引き続いて、今後五年間基地交付金を本来よりも少なく補正する措置がとられました。

本来その基地交付金というのは、それが仮に固定資産税の対象施設であったとするならば、それの、そういうふうにならないわけですから、代替的性格を有する交付金として基地交付金というのがあるというふうに思いますが、今回の補正の反するというふうに思いますが、今回の補正の理由はどういうところにあるんでしょうか。

○副大臣(遠藤和良君) この基地交付金につきましては、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令第三条に基づきまして、予算の総額の十分の七というものを対象資産の国有財産台帳価格で案分をしているわけですね。そして、残りの十分の三を対象資産の種類とか用途とか市町村の財政状況を考慮して案分すると、こういう仕方でしているんですけども、その国有財産台帳価格ですけれども、これは五年ごとに改正をしていきますね。今回、改正されました価格が改まつたものですから、それとの影響がありまして、台帳価格は全体として大きく上昇したという一面、一部で急激に下落した、そういう市町村もあるなど大変大幅なばらつきがあったということですね。

ただ、台帳価格そのものが大きく変動しても、実際基地自体があるということ、基地がどういうふうにその市町村で役割を果たしているかといふことについては全く変わらないわけですから、急速な変動があつたというのではいけないものですから、若干の急激な変化、変動を緩和する措置を織り込んだと、こういうものでござります。

○浅尾慶一郎君 今お答えいただいたんですが、私、別にその基地の存在をすべて一〇〇%否定す

るという立場に立ちませんが、仮に基地がなかられた場合に、基地によって自治体が得られたである固定資産税の総額というのは全国でどれくらいありますか。

○國務大臣(片山虎之助君) ちょっと額はまた後ほど資料で出させていただきたいと思いますが、そこで、その今の台帳価格との比率を見ますと、基地交付金の方は〇・五六%になっているんですよ。ところが固定資産税の方は、本当は一・四%ですね。ところが、これはもういろんな課税標準の特例を設けておりまして、御承知のとおり、ほとんど平均的な住宅用地なんというのも金は、固定資産税的ではあるんですけどもね。

ですよ。ところが固定資産税の方は、本当は一・四%ですね。ところが、これはもういろんな課税標準よりは相当低くなっているんですね、商業地も低くなっておりますね。そういう意味からいいますと、例えば固定資産税の評価額に対する税額の割合は住宅用地は〇・一八%、商業用地が〇・七六%で、合計で平均しますと〇・四〇なんですよ。だから、そういう意味からいと、固定資産税より基地交付金の方が比率がいいじゃないかと見ますと、この土地についての評価方式が改まつたものですから、それとの影響がありまして、台帳価格は全体として大きく上昇したという一面、一部で急激に下落した、そういう市町村もあるなど大変大幅なばらつきがあったということですね。

いかぬと思っていまして、ただ財務省の方は、これはやっぱり固定資産税、身がわりじゃなくて、国がいろいろ御迷惑をかけているので、固定資産税的性質を入れながらお渡しする交付金だと、この性格論争を毎回やっているんですよ。そこで当方が大分強く言いまして、固定資産税は三年年に一遍評価がえをやるんだから、基地交付金も三年に一遍十億ふやせと、こういうことで、梶山自治大臣のとき決着したんです。

私は、それでいいのかどうか、この際もう一遍見直したらどうかといつて自治税務局の方に言つております。

○浅尾慶一郎君 今、大臣からお答えいただいた

ので、私の方でも数字を、幾らに当たるかというのをまあよくわからぬということなんだと思はりますが、一方で、その平成十三年度の予算額が二百三十九億五千万円にたしか基地交付金が当たっておるんだと思いますが、要するにその対応する固定資産税相当額が幾らかわからないとなると、この二百三十九億五千万円はどういう根拠で積み上げた数字なのか、その点をちょっとお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) これもぶっちゃけた話をしますと、創設時はつかみだつたんですよ。ところが、これはもういろんな課税標準的には、それをだんだんだんだん固定資産税的に近づけていったんですよ。旧自治省の努力で、ここのが神学論争になるんです。だからひとつ、数字は後でお持ちしますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○浅尾慶一郎君 ゼひ、固定資産税的に行っていただきたいというふうに思います。

それは、今般のテロ対策等もあり、基地を抱える自治体は若干そのテロ対策の関係で負担が重くなっているというのは、事実、現実問題としてあらひとつ、数字は後でお持ちしますので、よろしく御理解賜りたいと思いません。

○浅尾慶一郎君 ゼひ、固定資産税的に行っていただきたいというふうに思います。

それは、今般のテロ対策等もあり、基地を抱える自治体は若干そのテロ対策の関係で負担が重くなっているというのは、事実、現実問題としてあらひとつ、数字は後でお持ちしますので、よろしく御理解賜りたいと思いません。

○浅尾慶一郎君 ゼひ、固定資産税的に行っていただきたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 三年に一遍という約束を大分取り交わしておりますので、ことし増加しましたから来年どういうことになるのかわかりませんが、予算額そのものはわかりませんが、考え方の整理を財務省との間でいたしたいと、こういうふうに思つております。

○浅尾慶一郎君 次の質問に移ります。

先ほど日出委員が外形標準について質問をされおりましたので、若干先ほどの答弁を踏まえて質問させていただきたいと思います。

まず、外形標準というものは応益課税が原則の地方税において考えていくべきであるということについては、考え方そのものは私はそうだろうな

いうこともよくわかつておるんですが、そこで、外型標準そのものではないかもしませんが、それに近いものとして神奈川県の臨時特例企業税、この間同意をいたいたいというふうに思つておりますが、この点についてどのように評価されれておられるか、お答えいただきたいと思います。

○副大臣(遠藤和良君) 神奈川県の臨時特例企業税でございますけれども、これは、外型標準課税を導入されるまでの臨時特例的な措置として、当該利益が黒字になつていてもかかわらず欠損金の繰越控除制度により法人事業税について税負担が生じていい法人に対し相応の負担を求める、そのため法定外普通税として新設したということでございまして、その趣旨に総務省としても同意をいたしました。こういうことでございます。

○浅尾慶一郎君 それでは、昨年の自治省の案の外型標準はやはり給与の部分がウエートが重いと書いては悪影響を与える可能性もあるし、逆に考えると、そういうことはなかなかつくりにくい設計になつてますが、労働集約的な中小企業に影響を及ぼすことはないかと思いますが、大企業が資本金の小さいところに従業員を移すことによって何らかの形でその税負担を低くするということも考えられなくもないのかなというふうに思うわけではありませんが、その給与の部分について具体的に少しど伺つていただきたいと思います。

仮に、今の給与のという部分を残した形で今後引き続き検討されるということであれば、例えば育児休業法が改正され、その育児休業中に仮に賃金を払つていていうような会社があつた場合には、そこは例えば給与総額から控除するとか、あるいは高齢者を雇用した場合にそれも給与の額から控除するとか、障害者の雇用をした場合に給与の額から控除するとかといつた何らかの、本来の外型標準とは若干違いますが、政策誘導的な形でその給与という部分を使うことを考えておられ

るかどうかを伺いたいと思います。

○副大臣(遠藤和良君) 昨年の自治省の案でござりますけれども、これは中小企業に配慮するといふうな政府税調の中間答申でしたかね、それも踏まえた上で中小企業に配慮するというところが

らつくりまして、一つは課税標準を事業規模額としたんですけども、この事業規模額というのは大体その法人が生み出す付加価値によってやうな基

大体その老人が生み出で、附加価値といふふうにいた概念でとらえておりまして、それは給与そのものに課税する上、いうものではあくまでも

話したがって、今お話をありましたような育児休業中の賃金とか、いろいろとそういうふうな話で

ござりますけれども、これは、個別に政策が給与そのものを基準にしてなくて、全体の支払い額と

うものをその法人の生み出す付加価値だと、ここで見ておるものですからそういう概念に相当しな

いと思うんですけども、別途、雇用という問題から、雇用に対する影響だとかそういうものも反

映をすべきではないのかと、こういう意見もござりまするものですから、これについても若干を前の

案でも配慮しているんですけれども、今後も引き続  
いて配慮していかなければいけない、このよう  
な考え方になります。

○浅尾慶一郎君　いや、個別の給与を対象として  
は考ねております。

た給与総額が多分これは対象になるんだろうなと、いうふうに思つていまして、そうだとすると、私

の質問は、御検討されているかどうかということを伺いたいんですが、今申し上げた、例えば育児

休業中の部分も支払い額の総額には入っているけれども、それは控除するようなことは御検討され

ておるのかどうか、その点を伺いたかつたんです  
が。

○國務大臣(片山虎之助君) 正直言いまして、現在検討過程ですが、今の浅尾委員が言われたよう

なことまで検討の対象には入っていない。税制で政策誘導をどこまでやるか、これはかなり昔から議論があるところで、私ははある程度そういうことも考える必要性も感じてはおるんですけどね。

○浅尾慶一郎君 次の質問に移りますが、東京都が都の税制調査会の法定外目的税で、この目的税ですが、その用途は観光振興施策に充てる、こういうことのようですね。一万五千円以上のものは二百円求めると。大体よその人ですよね。ホテルに泊まる人は、東京都の方も泊まるんでしようけれどもね、いろんなあれで。ただ、それは東京都以外の方の方が多いため、正式にはまだ話は来ておりませんので、恐らく議会が採決をしたら正式な協議の手続をおとりになると。この段階で地方税法の規定に照らしてどうかということを相談させていただこうと、こう思つております。

しかし、外野席で雜音が、いいとか悪いとか大変うるそうございまして、どちらの言い分もあるなと思いながら私はそれは承つております。

○浅尾慶一郎君 最後になると思いますが、地方財源の充実というのは、実は国の行政改革と一体でしていくことが必要だらうなというふうに思っていますし、それが必須の条件になつてくるんじゃないかなというふうに思つてます。

そこで、今、特殊法人の改革がいろいろ言われておりますが、総務省所管の簡易保険事業団と公営企業金融公庫は、これはどういうような対応をとられるのか、この点について伺いたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) このいわゆるホテル税と言われるものは、東京都が都の税制調査会の答申を受けて検討を行つたものでございまして、法定外目的税で、この目的税ですが、その用途は観光振興施策に充てる、こういうことのようですね。一万円から一万五千円までのものは百円、一万五千円以上のものは二百円求めると。

○浅尾慶一郎君 次の質問に移りますが、東京都が導入を発表したホテル税についてどういうふうに考えるか伺いたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) このいわゆるホテル税と言われるものは、東京都が都の税制調査会の答申を受けて検討を行つたものでございまして、法定外目的税で、この目的税ですが、その用途は観光振興施策に充てる、こういうことのようですね。一万円から一万五千円までのものは百円、一万五千円以上のものは二百円求めると。

大体よその人ですよね。ホテルに泊まる人は、東京都の方も泊まるんでしようけれどもね、いろんなあれで。ただ、それは東京都以外の方の方が多いと思いますけれども、正式にはまだ話は来ておりませんので、恐らく議会が採決をしたら正式な協議の手続をおとりになると。この段階で地方税法の規定に照らしてどうかということを相談させていただこうと、こう思つております。

しかし、外野席で雜音が、いいとか悪いとか大変うるそうございまして、どちらの言い分もあるなと思いながら私はそれは承つております。

○浅尾慶一郎君 最後になると思いますが、地方財源の充実というのは、実は国の行政改革と一体でしていくことが必要だらうなというふうに思つていますし、それが必須の条件になつてくるんじゃないかなというふうに思つてます。

そこで、今、特殊法人の改革がいろいろ言われておりますが、総務省所管の簡易保険事業団と公営企業金融公庫は、これはどういうような対応をとられるのか、この点について伺いたいと思いま

ると、こういうふうに思いますのでそうしようと  
思いますが、今、簡易保険事業団がやっています  
事業のうちで公社が引き取るべき必要があるもの  
は引き取ろうと、そうでないものは民営化か、あ  
るいは民営化が難しければ地方団体か、そういう  
ところでいろいろ協議させていただこうと、こう  
思っております。

ける効果、新しい投資家であるとかあるいは投資総額とか、きっちりした数字は余りないのかもしれませんが、どの程度を見込まれているのか、御答弁をお願いしたいと思います。片山大臣。

○國務大臣（片山虎之助君） これはなかなか、委員、難しいですね、我々は効果があることを期待しておりますけれども。

ただ、一般投資家の方の認識も大分変わつてきているので、昔は源泉分離、源泉分離と言つておつたのです。ところは、その方が手間は簡

う、かんてす。といひのり、その方か手間に簡単  
单だし、得ですかね、いい方をとれるんですか  
ら。それから、いい方をとれるし、しかも大本み

なし課税ですから、一・〇五でしょう。  
だから、そういうことを言われてきたんだけれど

ども、長期に投資市場を育成していく、活性化していくためにはやっぱり透明性がなきやいかぬと

思いますね。今の株式の市場に対する不信感があるので、そういうものを払拭する意味では申告分

離に一本化が必要だと前から私は党の税調や何かでも言ってまいりまして、特に地方税は、これは

かからないんですねから、地方は損していますから、そういうことで、今回一本化したことは、私は二つ、一つはまだお話を明けたところが、もう一つは

はそういう意味で中長期的には大きな効果がある  
んではなかろうかと。

それから、セイーと被難がんでござれとも、税率を下りますから、二〇%に長期的には下げる、当面は一〇%にする、さらに、もうちょっと短い

間ならただにすると、こういう仕組みをとつてお  
りますから、こういうのが一つのインパクトを与

えて、相当前ダウも安いですから、そういう意味では、一般投資家の方もそろそろ出動しようかな

という方もおられると思いますので、それが一つの契機になって市場に入つていただければいいん

ではなかろうかと、こういうふうに思つておりますが、まず、この制度が成立することが先決でござ

ざいますので、ひとつよろしくお願ひいたします。  
○魚住裕一郎君 私どももしつかり期待をしたい  
と思っておりますが、今お話に出ました申告分離

課税でございますが、いろいろ議論がございました。今回、一年前倒しでしょうか、その理由はどういうことになりますか。遠藤副大臣。

○副大臣(遠藤和良君) 今、総務大臣がお答えになつておりますけれども、日本の株式市場をもう少しみんなが信頼のできる市場にしていく、そして、個人投資家の皆さんのが自信を持って参加ができるような信頼性の高い、あるいは透明なマーケットをつくっていくというふうな意味から申し上げますと、この申告分離課税に一本化すると、これは大きな株式市場の構造改革にも資する話ではないかと思います。

今までのような源泉徴収課税で、みなしお利益率といふものは世界でも類を見ないことでございまして、しかも匿名性というものがあり得るわけでございまして、非常に株式市場そのものが不透明なものという意識というか、そういうふうな疑念がわく仕組みになつておつたというふうに思います。かつ、選択制ということで、もうけたときは源泉徴収の方に行つて、どうしてもしようがないときだけ申告分離と、そういうこと 자체がモラルハザードを起こすという意味があつたのではないであります。私は思いまして、申告分離課税に一本化を予定よりも早くした、こういふことは大きな株式市場の活性化に資する話である、その結果として地方税の増収も、地方税もいただけるわけでござりますから、こちらとしても歓迎するところである、このように考へておるところでございます。

○魚住裕一郎君 透明性とか信頼性とか、いろいろお話をございました。また、最後には税収の上上がる話まで出たわけであります。個人投資家にとってこの申告分離課税といふのはどういふメリットがあるんでしようか。

○副大臣(遠藤和良君) 二つの観点から申し上げますと、一つ大きな観点からいえば、市場が透明化する、市場の信頼性が高まる、その市場に個人投資家は入りやすくなる、こういうことが言えると思うんですね。

それから、もう少し、小さな観点と言つたら申

しわけないんですけれども、具体的な観点からいえば、要するに從来よりも税率を引き下げたところは損失繰越制度といふものを、三年間で

稼ができる、こういうふうな仕組みになつたといふことで安心して個人投資家の皆さんのが株式市場に参加する、このことによって日本の株式市場がさらに拡大され、あるいは間接金融から直接金融になる、こういふことになると資金需要に対する

に参加する、このことによって日本株式市場のリスク負担の緩和にもやっぱり配慮するべきでございませんが、損失の繰越制度を設けたというこ

とでございます。

○魚住裕一郎君 ただ、今お話をございましたけれども、災害で損失をこうむつて、それなら何となくそれでも納得できるかなという気がするわけであります。が、証券市場の活性化のためにみたいにリスク負担の緩和でもやはり不公平税制になつてしまふのではないかという、そういう御批判もありますが、それについて御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(石井隆一君) 今回の改正に当たりましては、政府税制調査会の金融小委員会なんか

でも大いに議論をしていただいたわけですから

も、今回、十五年一月から申告分離課税への一本化をするということによりまして、先ほど遠藤副

大臣からもお話をありました、源泉分離課税を

選択できるときにはいろいろと意図的な税負担調整も可能だとかいろんな問題があつたんですね。これが不可能になるということをございま

す。したがつて、その際には個人投資家のリスク負担の緩和が必要ではないかということで設けた

これが、欧米の主要国でも総合課税をやつてい

るところ、あるいは申告分離課税に一本化してい

るところはござりますけれども、損失の繰り越し

は一般的に株式投資の場合、認められておるケー

スが多うございますので、政府の金融小委員会で

も、これは申告分離課税一本化ということをす

んだから、リスク負担の軽減のために繰越控除を

認めるのはこれはやむを得ないんじやないかとい

う、そういう御提言もいただいておるわけでござります。

ただ、今回は、先ほど来お話をござりますよう

に、証券市場の厳しい現状にかんがみまして、貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切りかえ

といつたような観点に立ちまして、個人投資家の

市場参加を促進する、そして厚みのある市場形成

に資するということで、そうなりますと、申告分離

に一本化したことでもございまして、個人投資家

のリスク負担の緩和にもやっぱり配慮するべきでございませんが、この「各方面の意見を聴き

ながら」というところでございますが、これまで

自治省案に対してもどうな意見が寄せられたの

でございましょうか。

○政府参考人(石井隆一君) 昨年十一月に旧自治

省として具体案を公表したわけでございますが、

その後、もちろん政府税制調査会等でも御議論い

まして「各方面の意見を聴きながら課税の仕組み

に一本化したことでもございまして、個人投資家

がさらに拡大され、あるいは間接金融から直接

金融になる、こういふことになると資金需要に對

して公正な方法でアクセスできる、こういふ意味

からいっても、大変よい、好ましい効果が生まれ

大きい、このように考えております。

○魚住裕一郎君 お聞きしますと、申告分離課税

そのものの自体による直接的なメリットは余りない

などというのが実感ですが、税率でありますとか、

あるいは今お話に出ました繰越損失の繰越控除制度ですか、こういふこととメリットがあるのかな

というふうに思いますが、

譲渡損失の繰越控除制度でございますが、基本

的には単年度の税制という考え方からいたします

と、それを三年間ですか、繰り越しして処理され

いくわけであります。が、やはり本来の原則から、

先ほども特例という言葉が出ておりますけれども

も、その辺はどのように整理されておるんじよ

うか。

○政府参考人(石井隆一君) 今回の改正に当たり

ましては、政府税制調査会の金融小委員会なんか

でも大いに議論をしていただいたわけですから

も、今回、十五年一月から申告分離課税への一本

化をするということによりまして、先ほど遠藤副

大臣からもお話をありました、源泉分離課税を

選択できるときにはいろいろと意図的な税負担調整も可能だとかいろんな問題があつたんですね。が、これが不可能になるということをございま

す。したがつて、その際には個人投資家のリスク負担の緩和が必要ではないかということで設けた

これが、これが不可能になるということをございま

す。したがつて、その際には個人投資家のリスク

負担の緩和が必要ではないかということで設けた

これが、これが不可能になるということをございま

か、あるいは大企業と中小企業で税率を変えて中小企业の税率を下げるとか、いろんなことをやつておるんですけども、一方ではその辺について、かえって制度の簡素化に反するんじゃないかなといったような御意見もござります。

そういった御意見を踏まえまして、私どもとしては、経済界の中にも旧自治省案を評価していくべきださる人も結構多いんですけども、改めて大方の方々の御理解が得られるような見直し案がないかというところで現在検討しておるところでございます。

○魚住裕一郎君 最後にお聞きいたしますけれども、今いろんな意見がありますという形で、それを踏まえながら見直しを進めていくというお話でございますが、いよいよ税制改正の時期になつてくるのかなというふうに思うわけでありますが、総務大臣として、平成十四年度税制改正でこの外形標準課税についてどのように取り組んでいかれるのか。

これは質問通告した後、実はあつたんですけど、ども、指定都市の皆さんから個別、例えば事業所税あるいは特別土地保有税、ゴルフ場利用税、ぜひ存続させろというような緊急要望書というのを持ってきていたわけですが、これらの税制改正に取り組む御決意をお聞きいたしまして、質問を終わります。

○国務大臣(片山虎之助君) 私は、この外形標準課税は地方税制としては望ましい税制だと、こう思っております。

ただ、これが難しいのは、納めている人が安くなっても余り恩恵を感じないんですよ。ところが、納めていない人がちょっとでも納めるようになると増税だ増税なんと言う。増税じゃないんでよ、税収中立て総額は変えないんですからね。だから、そういうことでうまくこれから関係方面の理解を得ていいかと思いますが、なるほど人件費課税じゃないかという、これが最大の御指摘でございますので、これから出す案はその人件費のウエートを落とすようなことを考えたいと

こういうふうに思つております。  
なかなか経済状況から見てスムーズにいくかどうか  
うかというのは定かではありませんけれども、  
爾々として本来地方税制として望ましい税制だと  
いうことのこういうPRといいますか、そういう

説明をしてまいりたいと、こう思つております。それから、今、自民党的部会の中で、例えば事業所税を廃止しろとか特別土地保有税を廃止しろとかという議論があることは事実であります。しかし、これは一種の都市のための、都市再生のための、都市整備のためのいわば特定財源でございまして、東京都の石原知事が何でホテル税をつくらるかというと、都市整備のための税源が要るからですよ、ホテルを中心とした。

そこで、一方ではそういうことに税源が要るのを考へるというときに、今まであって長く繼がれてきた事業所税や特別土地保有税を今やめるといふような状況には私はないと、意見を聞かれればそういうふうに答えておりまして、関係の地方団体とも一緒になりましてこの税は守つていきたくないと、こういうふうに思つております。

○宮本岳志君 前提問題として、まず地方自治体の税収の増減について確認をしたいと思います。先ほども申告分離課税の一本化で千三百億円の増収、税率引き下げで四百五十億円の減収、損失の繰越控除の特例で四百七十億円の減収と答弁がありました。

そこで、自治税務局長に聞くんですが、この法改正を行わなければこの三つの項目がどうなるか、二〇〇三年四月一日以降二〇〇五年までの状態について簡潔に御説明ください。

○政府参考人(石井隆一君) 二〇〇三年四月、平成十五年四月に申告分離課税の一本化を仮にほかの措置なしに行なったといたしますと、初年度で九百八十億円、それから平年度で約千三百億円程度の增收にならうかと思っております。

ただ、ぜひ委員に御理解いただきたいと思いま

四月から申告分離一本化をするというのを二年間で延長するという措置を先般の通常国会でしたわけですがけれども、その際の議論としても、やはり申し将来申告分離課税に一本化するとしたならば、

○宮本岳志君　総務省は、税収増と減の相殺で數百億円の純増という説明をしておりますけれども、私はこれはごまかしだというふうに思います。理解をいただきたいと思つております。

その申告分離課税のあり方、例えば損失が出た場合は繰り越しをどうするかとか、あるいは税率が今までいいのかとか、いろんな議論はかねてあったわけですが、その点については御理解をいただきたいと思つております。

まっていることがあります。  
ところが、きょう新たに決めようとしていることは、これを二〇〇三年一月一日に三ヶ月前倒しするかわりに年間九百億円もの減収を押しつける、この破綻にしてしまうということでありまして、地方自治体の悲願ともいべきこの申告分離課税の一本化による当然の地方税の増収予定分を、この都合で大部分を削り取るということにはかならないと思うんですね。

理由は、先ほども出されておりました、間接投

資から直接投資へと金融の中心を移すとか、厚みのある証券市場をつくるためとかいうもので、けれども、まずそもそも論を大臣に聞きたいんです。

今日、日本の金融が間接投資中心になつていて、とか証券市場に厚みがないということに地方自治体の責任があるのか、それを地方が負担しなければならないなどのような責任を負つて、いるのか御説明、大臣いただけですか。

國務大臣(片山虎之助君) 委員がいろいろ言わ

れますけれども、この申告分離の一本化というの  
はどれほどのエネルギーと努力が要つたかといふ  
ことですよ。源泉分離を残せという大合唱の中  
で、これをとにかくまとめるためにはこういう必  
要があるんですよ。

それから、証券市場の云々に地方団体の直接の責任はありませんよ。しかし、大きな国の経済がどうなるか、証券市場が健全に育つていくかということは間接的に大変地方団体にも関係があるわけありますて、そういうことで、地方団体が国と一緒にいろいろな努力をする、協力をするのは当たり前の話だと思っております。

○宮本岳志君 そういうことをおっしゃるのではなく、地元に思い切った税源移譲をやって地方も一緒にされればいいけれども、第一、金融政策なんといふのは国が専らやってきたことであります。では、この政策によつて、つまり地方のお金が九百億円削り取つて確かな経済効果があるかどうか

かということをお伺いしたいと思うんです。  
自治税務局長の答弁では、定量的に投資家がどのくらいふえるかということになりますと、これはなかなか難しいと。また、財務省の木村審議官も、今回の税制改正で個人投資家がどの程度ふえるかは、なかなか具体的な計数を申し上げることには難しいと答えておられます。どれだけ個人投資家がふえるかわからない、証券市場にどれだけ資金が集まるのか、取引がどれだけふえるのか具体的に数で言えないといふ。

○政府参考人（石井隆一君）お答え申し上げます。  
景気浮揚ですとかあるいは株価の水準の引き上げというのは、やはり企業が活性化し、収益力を高めることによって実現されるというのが基本であります。それで、これが地方自治体に押しつけるといふのは本当に筋が通らないと思うんですけれども、それともどういう効果があるか具体的に数字で言えますか、自治税務局長。

ございまして、税制がすごく大きな比重を占めるかどうかといいますと、私どもは、やっぱりまず企業の活性化、経済環境、あるいは証券市場のファンダメンタルな面、そういういたところが大事だらうと思つております。

したがいまして、確たる数字とおっしゃいましたがなかなか難しゅうござります。例えば、過去にも有価証券取引税を例えれば平成十年に引き下げたようなこともありますが、それじゃ株式相場が上がったかというと、短期的には一たん下がつたりしておるわけでありまして、やはり経済のファンダメンタルなどころが基本ですから、今回も税制改正でじや幾ら株が上がるかというのは、これはなかなかお答えしがたい御質問だと思います。御理解を賜りたいと思います。

○宮本岳志君　地方が期待しているお金を削り取るわけですから、期待しているということでは話にならないと思うんですね。とにかく数字がなかなか出ないということはお認めになりました。

株式市場の低迷というものはこのままにしておけない、株が上がつて怒る人はそんなにない、そして日本の経済の実力からいつたらもう少しダウが高くていいと、こうおっしゃいました。構造改革とか厚みのある市場と言うけれども、結局株価を急いで引き上げたい、こういうことですか、大臣。

○國務大臣(片山虎之助君) 株価は結果ですかね、株価は結果で、そういう今委員が言われましたような構造改革をやり、環境整備を行い、結果として株価が上がる、大変結構であります。もうみんながハッピーになる。

○宮本岳志君 では、この税制で株価が本当に上がるのかと。確たる数字はないということですけれども、株価については、竹中経済財政担当大臣みずからが、「株価というのは、企業なり経済なりが将来に生み出す収益、付加価値を現在価値に置きかえたものでありますから、そのファンダメンタルなところを強くする」ことが必要だと、こ

向にわからないのです。企業に銀行の資金でなく、  
証券市場からの資金を供給する必要がなぜあるのか、これひとつ金融庁にお答えいただけますか。  
○政府参考人(原口恒和君) 現在、日本の金融都市場の特徴として、千四百兆を上回る個人の金融資産に占める株式の割合が非常に低水準である。あるいは、個人金融資産の過半が預貯金に吸収され、産業全体で見ますと負債に比べて過少資本の状況にあるというふうに見ております。  
また、こういうふうに直接金融のウエートが高いということになりますと、いろんな産業の構造改革のしわ寄せといいますか、そういう影響が金融機関にかなり直接的に集中して影響を受けるというような問題もございます。  
こういう中でやはり、今、片山大臣も申されましたように、次代を担う産業等への資金の円滑な供給ルートを、多様な供給ルートを確保していくこと、あるいは家計の面から見ますとその

は本会議で答弁されております。じゃ、この法案が成立することによって、今の話からいきますと、企業や経済なりが将来生み出す付加価値がふえるとか、あるいはファンダメンタルが強くなると、そういう何か直接の関連性はありますか。

○国務大臣(片山虎之助君) いや、これによって一般投資家がふえてくる、株式市場が活性化するんですね。そのことが我が国のファンダメンタルズを強くするわけであります。今はその成長部門にスムーズに資金供給が行われないようになつてゐるんですよ、証券市場が力がありませんから。そういうことをちゃんとやっていくということが私は大きな経済の再生につながる構造改革だと、こういうふうに思つております。

○宮本岳志君 株価というのは、大臣、実体経済を映す鏡なんですよ。だから、実体経済が悪いのをそのままにして鏡をいじくっても何の解決にもならないわけです。

それで、先ほどから直接金融の育成とか株式市

○宮本岳志君　だから、そのアンバランスが日本がひどいのは、それは本当にこの日本の国民の生活が投資どころでない、将来に向けて本当に蓄えられた上の、蓄えざるを得ない現状にあるというところに私は問題があると。

そもそも政策が間違っているんだと。国民が千四百兆もの個人資産を専ら預貯金に振り向げざるなんですよ。今、日本は偏って、証券市場に行く金が、リスクマネーと、いうのか、リスクをとるマネーの比率が極めて低いんですよ。だから、今までしたように、多様な資金供給ルートを開くことが経済の再生、活性化につながるんですよ、多様な。

そういうことで、今余りアンバランスなので、もつとバランスのとれたこういうものにしようかと、こういうことでございまして、郵便貯金をやめろ、老後の蓄えはもう捨ててしまえと、そんなことは言いませんよ。大いに郵便貯金は皆さんに愛していただかなきやいかぬと思っております。

○宮本岳志君 大体、間接金融が、つまり預貯金の比率が高いと、我が国において。これは、高いのには理由があるんですね、我が国において高いのには。

大多数の国民の預貯金は、投資してもらうために貯金しているんじゃないんですよ、大部分は、老後などの不安に備えてのもしものときの蓄えと。大臣も、郵便貯金を所管する大臣であれば、庶民がまさに間接金融、預貯金に託している思いというのはおわかりだと思います。これを使を、いかぬ、直接金融に切りかえると。これはつまり、預貯金はリスクをとらないから悪い、つまり郵便貯金も悪いと、こういう議論に行き着きかねないと思うんですが、総務大臣、どう思いますか。

初めに財務省にお伺いをいたしますが、衆議院での答弁では、預貯金から株式への大きな流れを進めると、こう言われておりますが、実態は全く逆ではないか、こういうふうに思います。特に、政府関係の各種の調査、いろいろと出ておりますが、これを見てみましても、この十年間、現金預貯金といった安全資産の割合がふえて、株式などのリスク資産の割合が減少ないし停滞しているというのが実態なんだろうと思います。

これは今日の経済全体の反映でもありますし、国民の現在及び将来への生活不安のあらわれなんですから、原則までゆがめて税制を小手先いじりをして、預貯金をよりふやしたいというこういう流れというのは変えられないんじやないか、こんなふうに思いますが、いかがですか。

○政府参考人(木村幸俊君) 証券市場の活性化といいますか……

○又市征治君 聞こえない。

○政府参考人(木村幸俊君) 失礼いたしました。

を得ないのは、あなた方の政治が、年金制度を悪くする、医療費のたび重なる負担増、あるいはいつ失業するかも知れぬリストラの野放し、こういう政治を統治しているからこそ国民は奮起ざるを得ないわけですよ。国民が安心して投資にでも回そうかという気持ちになれるような政策は何もないまままで、こうやって国民のとらの子を吐き出させて株価をいかに上げるかを考えるなどというはまさに邪道だと私は言いたいと思うんです。

地方自治体の貴重な財源を九百億円も削り取り、それで投資家を優遇するというふれ込みで国民の資産をリスクにさらさせる。その一方で、銀行からは株式を買い取ってやり、買取機構に二兆円の債務保証までやつてやる。このような政策は絶対に認められないということを指摘して、質問を終わります。

ただいま先生からお話をありました、今回の税制改正によりまして、証券の方へ資金を動かしていくと、いうお話をございます。

我が国の経済の再生を図っていく、そのためには、やはり金融・証券市場を通じまして資金が効率的に成長分野へ流れることが必要であると考えております。そのためにも家計が預貯金中心の貯蓄重視から証券への投資に向かうことによりまして、証券市場のすそ野を拡大し、厚みのある市場を形成することが重要と考えているところでございます。

そのためには、やはり税制だけではなくて、まずはやっぱり企業そのものが活性化する、それから収益力を高めていく、そういうことが基本であることはもう言うまでもなく、税制をいじつたからといって直ちにすべてが解決するという問題でないことは、そのとおりだと思っております。

ただ、今回の証券市場の改正でございますが、これは先生よく御承知のとおり、いわゆる骨太の方針に記されました、貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切りかえ等の basic 理念を踏まえまして、申告分離課税一本化によりまして透明性、公平性の高い証券市場を構築する。それとともに、その税率の引き下げ、それから損失繰越制度の導入によりましてリスク負担等の緩和に配慮する。それによりまして国民が安心して証券市場に参加できる環境整備を図っていくものでござります。

そういった意味で、証券市場の構造改革が進むものと考えております。全体として、まさにそういった株式、証券の方に資金が流れしていく、その結果といたしまして市場の活性化もつながっています。

○又市征治君 実際に株を持っているのはどの層かといふと、これはもう言うまでもないことですが、所得四百万円以下の階層では自分の貯蓄の二%から三%、とても株どころでないという状況

なんだと思います。所得が一千円以上の層にあってようやく九%前後、こういうことになるわけあります。それで、預貯金こそまさに広いすそ野を貯蓄から証券への投資に向かうことによりまして、一方で少數の金持ちのために、こんな状態だと思ふんです。

証券市場のすそ野を広げるために、どうのがあります。それが、預貯金こそまさに広いすそ野を持ったいるものであって、これには超低金利政策をとり続けられて、一方で少數の金持ちのために公平感と税の不信を招くのではないか。このことをどうお考へになるか、これは、金融庁にないのか、総務省の方からお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 今、又市委員言われましたように、預貯金と株式の保有のこの差というものは物すごいですね。それは、いろんな理由があると思うけれども、今まで一つ証券投資、証券市場を健全に育成するという努力が私はやや不足しておったと思いますよ、我が国に全部に

あると思うけれども、今まで一つあると思ひますし、それから税を見ましても、預貯金と株式はやっぱり差があるんですよ。今回やっと一緒にしたんですけど、

○バー

そういうこともありますし、それから郵便貯金という大変大きな日本では貯金のシステムがありますし、いろんな議論があつてこういうことになったたと思いますけれども、しかし、今のまま

で、この証券市場をこのままにしておくといふことはありますけれども、こっちの方は一律でやらないでいいませんから。ただ、その辺の考え方としては、委員、いろいろあるんですね。そういうことをやっぱり税調の場で、政府税調、党税調その他、相當な議論をしながらこの水準を決めたわけでございまして、私は、今の我が国の、繰り返しますけれども、経済のためにはこういう刺激策、こういう対応策をとることが当面は必要だと、こういうふうに思つております。

○又市征治君 終わります。

○松岡満壽男君 中告分離課税の一本化、大変な議論はこれで出尽くしているわけございますけれども。

こういうふうに思つてゐるわけであります。〇又市征治君 時間がありませんから、先ほども、この改正によって株式市場への投資家あるいは投資総額がどうふえるのかということについて、大変難しい、いやふえることを期待したいと思います。

そこで、最後に総務大臣にもう一度お聞きをしたいんですが、額に汗して働く労働收入の方が株式譲渡益よりも所得税負担が高いという、こういいう指摘を衆議院でもいたしました。財務省側はそのとおりでありますというふうにお答えになつてゐるわけであります。零細な預貯金は本当に保護する。こういう気配りが小泉内閣に少しでもあるのならば、同じ二〇%にまで引き下げるのではなくて、より資産性の高い株式にはより高い税率を維持するということこそがむしろ公平なのではないか、こういうふうに思うわけであります。それでもダウが御承知のようにずるずると下がります。

○国務大臣(片山虎之助君) 勤労所得といいますか、給与所得の方はこれは所得によって税率が御承知のように違うので、どこをどう取るかということがありますけれども、こっちの方は一律でやらなければなりませんから。ただ、その辺の考え方としては受けなければならないのかなと私も思つておられます。

○松岡満壽男君 さつき日出議員の方から合併問題についての御意見開陳があつたわけですけれども、こういう合併を進めていくということになると、やはり地方としても自主税制ですね、地方法制、これ総務省から出しておるパンフレットですね。

これで見ますと、地方分権一括法による課税自主権の尊重ということで、河口湖町ですか、それから勝山村、足和田村、これ遊漁税ですか、券発売税、これは不同意ということで協議中といふようなことのようですけれども。あとは、城陽

確かに個人投資家の株式市場への参加を促すという趣旨だということはよくわかりますし、そういう同様の整備が必要だということも理解するんですが、地方税法の改正は三月と、ことしになつてから、六月、三回目になるわけですね。ちょうど六月のあれ、百万まで非課税にするという、今なのかと、証券税制の改正がですね。それについてひとつお答えをいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(片山虎之助君) これ松岡委員の言われるとおりですね。年三回、税制改正、証券税制改正というのはいかがなという感じが私はしますが、三月のやつはこれはもう年度改正で、これは当然毎年やつですから。この証券市場の推移を見てやっぱり何か応急策が必要だというところで六月のあれ、百万まで非課税にするという、こういう対応がとられましたけれども、それでもダウが御承知のようにずるずると下がります。

○国務大臣(片山虎之助君) 勤労所得といいますか、給与所得の方はこれは所得によって税率が御承知のように違うので、どこをどう取るかということがありますけれども、こっちの方は一律でやらなければなりませんから。ただ、その辺の考え方としては受けなければならないのかなと私も思つておられます。

○松岡満壽男君 さつき日出議員の方から合併問題についての御意見開陳があつたわけですけれども、こういう合併を進めていくということになると、やはり地方としても自主税制ですね、地方法制、これ総務省から出しておるパンフレットですね。

市が砂利採取税ですか、それから神奈川県が臨時特例企業税、三重県が産業廃棄物税と、いろいろ市町村努力をしておるわけですから、こういうものは、税率とかそれによる増収というのほどの程度それぞれ見込まれるのか。基本的にこういう自治体の課税自主権については、自治省としては当然尊重するという立場だらうと思うんですけれども、これほども、そういう基本的な考え方と、今例に挙がっているやつについてどの程度の税率でどの程度の見込みになっているのか、お知らせをいただきたいと思うんです。

○政府参考人(石井隆一君) 地方公共団体のこの課税自主権の問題、委員御承知のように、昨年四月の地方分権一括法で協議制にしましたり、法定外目的税がつくられたりといふことでございますが、もとより私ども総務省としては、やはりこの法定外税、地方団体にとって課税の選択の幅を広げる、また特に法定外目的税の場合は住民にとって受益と負担の関係が明確になるといったような点もございまして、できるだけ各地方団体が地域の実情を踏まえてこの課税自主権の活用を図ることについては、情報提供その他の面でできるだけ支援をしていきたいと思っております。

じるのは年間九百億円もの税収減であります。当然の地方税の税収予定分を国の都合で大部分を削り取るようなことは断じて認められません。

今、景気対策として何よりも必要なことは、経済の六割を占める個人消費を温めることです。一部の高額所得者のための減税では景気はよくならず、逆に不公平税制を拡大し、結果として所得間格差を一層大きくするものであります。

○委員長(田村公平君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。  
地方税法等の一部を改正する法律案に賛成の方

地元税法等の一部を改正する法律案に賛成の方  
の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田村公平君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたい存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田村公平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(田村公平君) 次に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) ただいま議題となりました独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

独立行政法人及び特殊法人の情報公開に関しては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律において、政府は、平成十一年五月の同法の公布後二年を目途に法制上の措置を講ずるものとされたところであります。

このため、行政改革推進本部の下に置かれた特種法人情報公開検討委員会において、独立行政法

人及び特殊法人のみならず認可法人も視野に入れ専門的かつ広範な調査審議を重ねていただき、

その結果、昨年七月に、内閣総理大臣に対し、特種法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見が提出されたところであります。これを受けて、

政府は、同意見に沿って、このたび、独立行政法

人等の保有する情報を公開に関する法律案を取りまとめ、御提案することになったものであります。

この法律案は、國民主権の理念にのっとり、法

人文書の開示を請求することができる権利及び独

立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき

定めること等により、独立行政法人等の保有する

情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等

の有するその諸活動を国民に説明する責務が全う

されるようにすることを目的としております。

この法律案の要点は、第一に、対象となる独立

行政法人等を、行政機関と同様にその諸活動につ

いて国民に対する説明責務を有する独立行政法

人、特殊法人及び認可法人とすることとするもの

であります。いかなる法人が対象法人となるかに

ついては、当該法人の設立の根拠となる法律の趣

旨から判断することとし、独立行政法人は六十法

人すべてを対象とし、特殊法人及び認可法人は、

大臣等が理事長等を任命する法人または政府が出資できる法人等、それぞれ六十一法人、二十四法人を対象としております。

第二に、何人も、独立行政法人等に対し法人文

書の開示を請求することができるものとするとともに、開示請求があつたときは、独立行政法人等

は、不開示情報が記録されている場合を除き当該

を明確かつ合理的に定めております。

第三に、独立行政法人等は、その組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等を記録した文書等を作成し適時に、かつ 국민に利用しやすい方法により提供することとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(田村公平君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、

磁的方式)その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二、政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

三、別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であつて、政令で定めるところにより、専ら同一表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

(開示請求権)

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対して、当該独立行政法人等の保有する法人文書の開示を請求することができます。

(開示請求の手続)

## 目次

第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 法人文書の開示(第三条―第十七条)  
第三章 異議申立て等

第一節 諸問題等(第十八条―第二十条)  
第二節 訴訟の管轄の特例等(第二十一条)

第四章 情報提供(第二十二条)  
第五章 補則(第二十三条―第二十六条)

附則  
第一章 総則  
(目的)  
第一条 この法律は、國民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行

政の開示請求権は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律において定める不開示

するものと同様とし、各類型ごとにその範囲

**第四条** 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二 法人文書の名称その他の開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項

三 独立行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

#### (法人文書の開示義務)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に對し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公に対することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報報  
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

八 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二十五条法律第二百六十一号)第二条に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合における情報

九、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

十、当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二十五条法律第二百六十一号)第二条に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合における情報

十一、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

十二、当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二十五条法律第二百六十一号)第二条に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合における情報

十三、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

十四、当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二十五条法律第二百六十一号)第二条に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合における情報

十五、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

十六、当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二十五条法律第二百六十一号)第二条に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合における情報

十七、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

十八、当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二十五条法律第二百六十一号)第二条に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合における情報

十九、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二十、当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二十五条法律第二百六十一号)第二条に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合における情報

二十一、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二十二、当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二十五条法律第二百六十一号)第二条に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合における情報

て、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業の契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、國、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他

ト 又は独立行政法人等に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

第七条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

第八条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

第九条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合には、当該

補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

二 前項の規定にかかるらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限

り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一條 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一本条を適用する旨及びその理由

(事案の移送)

第十二條 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるときその他の独立行政法人等において開示決定等をすることにつき正當な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対して、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた独立行政法人等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送を受けた独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が、第九条第一項の決定(以下「開示決

定」という。)をしたときは、当該独立行政法人等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送を受けた独立行政法人等は、開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第十三条 独立行政法人等は、次に掲げる場合は、行政機関の長(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。)第三条に規定する行政機関の長)をいう。以下この条において同じ。)と協議の上、当該行政機関の長に對し、事案を移送することができる。この場合においては、移送を受けた独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公のことにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるとき。

二 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公のことにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

三 開示請求に係る法人文書が行政機関(行政機関情報公開法第二条第一項に規定する行政機関をいう。次項において同じ。)により作成されたものであるとあるときは、当該他の行政機関の長に對し、事案を移送することができる。この場合においては、移送を受けた独立行政法人等は、開示請求者に対して、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

四 その他行政機関の長において行政機関情報

公開法第十一条第一項に規定する開示決定等を

するに当たって、当該情報に係る第三者に対する開示請求に係る法人文書の表示その他の政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に對し、開示請求に係る法人文書の表示その他の政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えないなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

1 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に對し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、移送を受けた独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならぬ。

4 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、移送を受けた独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならぬ。

(開示の実施)

第十五条 法人文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して独立行政法人等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあつては、独立行政法人等は、当該法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他の正当な理由があるときは、その写しに

より、これを行なうことができる。

2 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第十一条第一項の規定に基づく政令の規定を参考して前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に對し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 開示決定に基づき法人文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限

り、独立行政法人等に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令による開示の実施との調整)

第十六条 独立行政法人等は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る法人の文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る)には、同項本文の規定にかかわらず、当該法人文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が総覽であるときは、当該総覽を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第十七条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならぬ。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項の手数料の額を参考して、独立行政法人等が定める。

3 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政機関情報公開法第十六条第三項の規定に基づく政令の規定を参考して独立行政法人等の定めるところにより第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 独立行政法人等は、前三項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第三章 異議申立て等

第一節 諸問等

(異議申立て及び情報公開審査会への諸問)  
第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に對

し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをることができる。但是、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会に諸問しなければならない。

2 開示決定等について異議申立てがあったときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会に諸問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る開示決定等(開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ)を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諸問をした旨の通知)

第十九条 前条第二項の規定により諸問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に對し、諸問をした旨を通知しなければならない。

一 異議申立て人及び参加人

二 開示請求者が異議申立て人又は参加人である場合を除く。)

三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立て人又は参加人である場合を除く。)

(第三者から異議申立てを棄却する場合等における手続)

第二十条 第十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る法人文書を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限り)

(異議申立て及び情報公開審査会への諸問)  
第十九条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に對

第二十一节 訴訟の管轄の特例等

第二十二条 開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であって、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問をするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諸問をした旨の通知)

第二十三条 独立行政法人等は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該独立行政法人等が保有する法人文書の特定に資する情報の提供その他の開示の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

#### 第四章 情報提供

第二十四条 独立行政法人等は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該独立行政法人等が保有する法人文書の特定に資する情報の提供その他の開示の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

#### 第五章 情報提供

第二十五条 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができることとする。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(政令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(政令への委任)

第二十八条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日又は基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第二号)の公布の日のいづれか遅い日から施行する。

(検討)

第二十九条 政府は、行政機関情報公開法附則第二条



関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。)を含む。)又は、(「情報公開法第十四条第一項」を「(行政機関情報公開法)第十四条第一項(同項の規定に基づく政令の規定を含む。)に改める。

第七十八条第七項中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改める。

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の著作権法第十八条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、前条の規定の施行前に著作者が独立行政法人等に提供した著作物でまだ公表されていないもの(その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。)については適用しない。

(基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第二号)の一部を次のように改正する。)

第八条 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第二号)の一部を次のように改正する。

(総務省設置法の一部改正)

第九条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第三十八条第二項」の下に「及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二号)第十四条第二項」を加える。

第二十五条第二項中「第三十八条第二項」の下に「及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二号)第十四条第二項」を加える。

第二十二条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第六号)を削る。

附則第一条中「及び附則第六条」を「、附則第六条」に改め、「第十六条まで」の下に「及び附則第二十二条」を加える。

附則に次の二条を加える。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二十二条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第六号)を削る。

別表第一(第二条関係)

名 称	根 拠 法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第一百八十九号)
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)
運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律百三十六号)
海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第六十三号)
海洋水産資源開発センター	海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)
科学技術振興事業団	科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)

核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
簡易保険福祉事業団	簡易保険福祉事業団法(昭和五十九年法律第五十三号)
環境事業団	環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法(昭和五十七年法律第六十四号)
基盤技術研究促進センター	基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)
空港周辺整備機構	公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)
公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)
国際交流基金	国際交流基金法(昭和四十七年法律第四十八号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国民生活センター	国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)
雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)
産業基盤整備基金	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)
自動車安全事故対策センター	自動車安全事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)
社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第一百二十九号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第一百五十六号)
首都高速道路公团	首都高速道路公团法(昭和三十三年法律第一百五十六号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
情報処理振興事業協会	情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)
新エネルギー・産業技術総合	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭

開発機構	和五十五年法律第七十一号)
心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)
生物系特定産業技術研究推進機構	生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)
石油公団	石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
地域振興整備公団	地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第一百五十八号)
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一百二十一号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)
中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)
通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)
通信・放送機構	通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)
都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)
日本育英会	日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)
日本学術振興会	日本学術振興会法(昭和四十二年法律第一百二十三号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会法(昭和四十一年法律第八十八号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本障害者雇用促進協会	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)

別表第二(第二条関係)

関西国際空港株式会社	日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
	日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)
	日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
	日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)
	日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
	日本万国博覧会記念協会	日本万国博覧会記念協会法(昭和四十六年法律第九十四号)
	日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)
	日本労働研究機構	日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第一百三十二号)
	年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)
	農業者年金基金	農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)
	農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
	農畜産業振興事業団	農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)
	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
	農林漁業信用基金	農林漁業信用基金法(昭和六十一年法律第七十九号)
	阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)
	平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)
	放送大学学園	放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)
	北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)
	本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)
	水資源開発公団	水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百八号)
	緑資源公団	緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)
	野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第二百三号)
	預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
	理化学研究所	理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)
	労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第二百二十六号)

中小企業総合事業団	いて「会社法」という。)第六条第一項第二号に規定する施設の設置(これらの建設に係るものを除く。)及び管理の事業に係る業務
	二 会社法第六条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第四号に規定する施設の管理の事業に係る業務
	三 前二号に規定する事業に附帯する事業に係る業務
	四 前三号に規定する事業に係る会社法第六条第一項第六号に掲げる事業に係る業務
	五 会社法第六条第二項に規定する事業に係る業務
日本私立学校振興・共済事業団	一 中小企業総合事業団法(以下この項において「事業団法」という。)第二十一条第一項第十一号から第十四号までに掲げる業務 二 前号に掲げる業務に関連する事業団法第二十一条第一項第十五号に掲げる業務 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務 四 前三号に掲げる業務に係る事業団法第二十一条第一項第十七号に掲げる業務

平成十三年十一月三十日印刷

平成十三年十二月三日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局